

防火設備定期点検業務仕様書

I 業務の概要

1 件名

四国総合通信局庁舎防火設備定期点検業務の請負

2 履行場所及び点検対象

(履行場所) 愛媛県松山市味酒町2丁目14-4

(点検対象) 四国総合通信局庁舎内の特定防火設備(防火扉)66カ所

なお、各建築物の案内図、敷地図及び平面図は、主管室において閲覧に供する。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

4 主管室・契約担当部署

四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係(以下、主管室という。)

電話:089-936-5026

メールアドレス:shikoku-shizai@ml.soumu.go.jp

5 一般事項

(1) 用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は、国土交通省告示723号による。

(2) 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

(3) 業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用はすべて受注者負担とする。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

本仕様書に定めのない事項については、主管室と協議の上決定するものとし、その指示に従うものとする。

(5) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(6) 著作権その他著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

6 業務内容

点検対象の特定防火設備は、以下のとおりとする。

(1) 遮煙性能付(随時閉鎖の煙感知器連動)特定防火扉4カ所※

(2) 遮煙性能付(常時閉鎖)特定防火扉6カ所。※

(3) 防火扉14カ所。※

(4) 防火扉(窓)42カ所。※

※図面必要時別途

- (4) 前記 (1) から (3) に掲げる点検の結果、建築物及びその付帯設備に支障が認められた場合の施設管理担当者へのアドバイス、改修方法等を書面で提案すること。
- (5) 本点検の実施にあたり、最新の法令等による点検となる様に留意すること。

7 点検実施内容

国土交通省告示第 723 号別表第一による。

8 点検結果の報告及び成果物

点検結果については、以下に掲げる書式（以下、点検結果報告書という。）により、当該施設の点検終了後遅滞なく報告すること。ただし、緊急性のあるものについては速やかに報告すること。

- (1) 点検結果報告書
- (2) 点検状況写真
- (3) 建築物及びその付帯設備に支障が認められる場合は、改修方法等の提案や概算所要額の提示した書面
- (4) 成果物については以下により提出する。
 - ① 報告書（紙媒体）：A4 版ファイル綴じ（2 部）
 - ② 報告書（文書データを格納した電子媒体）：CD-R 又は DVD-R（1 部）

II 共通仕様

1 業務関係図書

業務計画書を作成し、作業着手の 10 日前までに発注者の承諾を得ること。

2 貸与資料

業務実施に先立ち、発注者が保管する関係資料について貸与を希望する場合は、事前に主管室に申し出を行い、承諾を得ること。

3 点検実施者

- (1) 点検の実施に先立ち、点検実施者の氏名、生年月日、経歴及び資格証明について書面をもって主幹室の職員に通知すること。
- (2) 点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。
 - ア 一級建築士
 - イ 二級建築士
 - ウ 防火設備検査員かつ特定建築物調査員
- (3) 点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服（作業服）を着用すること。

4 業務条件

- (1) 各建物の点検業務の実施日は、主管室と協議のうえ決定すること。
- (2) 点検業務の実施時間帯は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

5 発注者の立会い

点検の実施に際しては、主幹室が立ち会うことがある。
また、受注者側から主幹室の立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

6 業務の検査

履行終了後、受注者は契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは、「I 業務の概要」の「8 点検結果の報告及び成果物」による報告書を提出し、発注者の指定

した者が行う業務の検査を受けるものとする。

7 再委託の禁止

(1)受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。「主たる部分」とは、その業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を必要とするものである。

(2)受注者が業務の一部（「主たる部分」を除く）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という）は、発注者の承諾を得なければならない。

また、再委託の内容を変更する場合も発注者の承諾を得なければならない。

(3)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等などの軽微な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

(4)変更等予定金額が当初契約時に承諾を与えた金額の10分の2以下である場合は、軽微な変更として発注者の承諾を必要としない。複数回の変更においては、その変更等予定金額の累計が、当初契約時に承諾を得た金額の10分の2を超える場合は、変更申請を行うものとする。

(5)再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書等の写しの提出を求める場合がある。

8 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

(1)本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要協力をを行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4)本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9 協議事項

(1)本仕様書に明記されていない事項であっても、受注者が目的上当然行わなければならない事項に気付いた場合は、受注者はその旨を発注者に報告し、受注者において充足するものとする。

(2)受注者は、この仕様書の内容に疑義が生じたときは発注者と協議するものとする。